

熊本地震からの住まい再建支援関連の 受付窓口が一本化されます

〈問い合わせ〉復興推進課 TEL(67) 1113

平成30年4月から、住民福祉課および建設課所管の住まい再建支援等関連業務が「復興推進課」へと移管し、窓口が一本化されます。

これにより被災された皆さまの利便性の向上また、住まい再建支援体制の更なる向上を図ってまいります。

4月から復興推進課が窓口となる業務は次のとおりです。

■仮設住宅に関する業務

- ① 仮設住宅(建設型・借上型)の供与期間延長・入退去に関すること
- ② 仮設住宅(建設型)の維持管理に関すること

■住宅に関する支援業務

- ① 応急修理に関すること
- ② 自宅再建諸経費補助に関すること
- ③ リバースモーゲージ諸経費補助に関すること
- ④ 自宅再建利子助成事業に関すること
- ⑤ リバースモーゲージ利子助成事業に関すること

■被災宅地復旧に関する支援業務

- ① 被災宅地復旧支援(急傾斜対策・地域がけ対策・宅地耐震化・基金事業)に関すること
- ② 土砂災害特別警戒区域内再建支援に関すること

■災害公営住宅に関する業務

- ① 災害公営住宅の建設に関すること
- ② 災害公営住宅の入居受付に関すること

■生活再建に関する支援業務

- ① 被災者生活再建支援金に関すること
- ② 民間賃貸住宅への入居費用助成に関すること
- ③ 引越時の転居費用助成に関すること
- ④ 災害見舞金支給に関すること
- ⑤ 災害弔慰金支給に関すること
- ⑥ 義援金支給に関すること

■集落再生に関する支援業務

- ① 復興むらづくり協議会および集落再生支援に関すること

■震災記録に関する支援業務

- ① 震災記録映像に関すること
- ② 震災遺構保存活用計画策定などに関すること

■施設整備に関する業務

- ① 災害公営住宅整備に関すること
- ② 高野台防災公園整備に関すること

【主な支援業務】

■民間賃貸住宅への入居費用を助成

～民間賃貸住宅入居の初期負担を軽減～

平成28年熊本地震のため住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた人が、再建先として県内の住宅を賃貸する場合に必要なとなる契約に伴う費用を定額で助成します。

▼助成内容

民間賃貸住宅へ入居する際に必要な礼金や仲介手数料などの初期費用を助成。

▼内容

一律20万円を助成

※住まいの再建先は、県内の民間賃貸住宅に限ります。

※「民間賃貸住宅」には、公営住宅や社宅・官舎・寮などの給与住宅は含まれません。

※現在入居されている借上型(みなし)仮設住宅について、個人名義の契約に切り替えられる場合も適用されます。

▼対象者(いずれかに該当)

- ・建設型仮設住宅および、みなし仮設住宅の入居者(長期避難世帯および村が指定した二次災害の危険性やライフライン途絶があるために応急仮設住宅に入居した人を除く)で応急仮設住宅の供与期間内(供与期間が延長された場合はその期間内)に当該住宅を退去した人
- ・全壊または大規模半壊の判定を受けた人
- ・半壊の判定を受け、やむを得ない事由により、当該住宅を解体した人
- ・長期避難世帯として認定中の加算支援金支給が認められた人

※り災証明書の交付を受けた複数の世帯が同一の民間賃貸住宅に入居した場合は、一つの世帯とみなします。

▼申請書類

- ・申請書
- ・り災証明書の写し
- ・半壊の場合は、自宅の解体を証明する書類(解体証明書など)
- ・住民票の写し(世帯全員分の続柄が記載されたもの)
- ・入居した民間賃貸住宅に係る賃貸契約書の写し
- ・預金通帳の写し

・申請者本人を確認できる書面など
※必要に応じ書類の提出の追加を求め
ることがあります。

▼申請期限

・応急仮設住宅の供与期間内に当該住
宅を退去し、再建先の民間賃貸住宅
契約月の末日から6カ月以内。

※平成29年11月1日より前に再建先の
民間賃貸住宅に入居した人は、平成
29年11月1日から6カ月以内に申請
してください。

■引越時の転居費用を助成

～引越する際の負担を軽減～

平成28年熊本地震のため住居が被災
したことにより、応急的な住まいでの
居住を余儀なくされた人が、県内で新
築、購入もしくは補修する住宅または
県内の賃貸住宅、もしくは公営住宅な
どへの転居に要する費用を定額で助成
します。

▼助成内容

仮設住宅などから自宅、民間賃貸住
宅、公営住宅などへ転居する際の転居
費用を助成します。

▼内容

・一律10万円を助成
・現在入居されている借上型(みなし)
仮設住宅について、個人名義の契約
に切り替えられる場合は対象となり
ません。

▼対象者(いずれかに該当)

・建設型仮設住宅および、みなし仮設
住宅の入居者で、応急仮設住宅の供
与期間内(供与期間が延長された場
合はその期間内)に当該住宅を退去
した人

・全壊または、大規模半壊の判定を受
けた人

・半壊の判定を受け、やむを得ない事
由により、当該住宅を解体した人

・長期避難世帯として認定された人

▼申請書類

・申請書

・引越証明書の写し

・半壊の場合は自宅の解体を証明する
書類(解体証明書など)

・住民票の写し(世帯全員分の続柄が
記載されたもの)

・移転先への入居に関する契約書など
の写し

・預金通帳の写し

・申請者本人を確認できる書面など

※必要に応じ書類の提出の追加を求め
ることがあります。

▼申請期限

応急仮設住宅の供与期間内に当該住
宅を退去し、転居の日の属する月の末
日から6カ月以内。

※平成29年11月6日より前に再建先の
転居した人は、平成29年11月6日か
ら6カ月以内に申請してください。

【被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請期間が延長】

被災者生活再建支援金(基礎支援金)
の申請期限が1年間延長になりました。

・変更前：平成30年5月13日まで
・変更後：平成31年5月13日まで

■自宅再建諸経費補助

～中古住宅購入にも補助対象拡大～

▼助成内容

村内で住宅を新築または中古住宅を
購入した場合、建築費用と別に発生す
る諸経費相当額(※1)の助成を行いま
す。

※1 諸経費相当額とは、住宅建築金
額及び土地取得額(税抜き)×
7%の額、または100万円のい
ずれか低い金額

中古住宅購入の場合は、住宅購
入および土地取得額(税抜き)×
5%の額、または100万円のい
ずれか低い金額

▼対象者

次の(一)および(二)に該当する人
(一)次の①から④のいずれかに該当す
る人

①応急・みなし仮設住宅の入居世帯(特
例入居除く)

②全壊または大規模半壊のり災証明の
交付世帯

③半壊のり災証明の交付世帯で解体し
た世帯

④長期避難認定中に一定の要件を満た
す世帯(※2)

※2 長期避難世帯認定中に、村内で
新築による自宅再建で、被災者生
活再建支援金の加算支援金を受給
された世帯とします。

(二)世帯収入500万円以下。ただし
子育て世帯については、子ども1人の
場合550万円、2人の場合600万
円、3人以上の場合700万円以下に
収入要件を緩和します。(その他高齢者
障がい者についても緩和措置がありま
す。)また、個人事業者などは所得で判
断します。

▼申請書類

・村長が発行するり災証明書の写し

・住民票(再建した住宅に入居する世
帯全員のもの)

・住宅を再建し、その住居に入居した
日の属する年の前年(前年の課税所
得証明書が取得できない場合は、
前々年)の課税所得証明書(世帯全
員のもの)

・入居者一覧(様式第1号の2)

・補助対象経費の領収書

・契約書(工事請負契約書、不動産売
買契約書)

・契り書(工事請負契約書、不動産売
買契約書)

・契り書(工事請負契約書、不動産売
買契約書)

・竣工写真

※その他、別居する扶養親族、障がい者等がいる場合は、別途追加で書類が必要となります。

▼申請期限

住宅を再建し、その住宅に入居した日から6カ月経過した日まで、または平成32年2月29日のいずれか早い日まで。

なお、平成29年4月14日以降平成29年12月25日以前に住宅を再建している人は、平成29年12月25日から6カ月を経過する日まで。

■リバースモーゲージ新築諸経費補助

▼助成内容

平成28年熊本地震で被災し住宅を失った人が、リバースモーゲージ型融資を受けて、村内で住宅を新築した場合、建築費用と別に発生する諸経費相当額(※1)の助成を行います。

※1 諸経費相当額とは、住宅建築金額および土地取得額(税抜き)×7%の額、または100万円のいずれか低い金額

▼対象者

次の(1)から(4)のいずれかに該当する人

(1) 応急・みなし仮設住宅の入居世帯(特例入居除く)

(2) 全壊または大規模半壊のり災証明

の交付世帯

(3) 半壊のり災証明の交付世帯で解体した世帯

(4) 長期避難に認定されていた世帯で、一定の要件を満たす世帯(※2)

※2 長期避難世帯認定中に、村内で

新築による自宅再建で、被災者生活再建支援金の加算支援金(200万)を受給された世帯とします。

▼申請書類

- ・村長が発行するり災証明書の写し
- ・住民票(再建した住宅に入居する世帯全員のもの)
- ・入居者一覧(様式第1号の2)
- ・住宅債務に係る金銭消費貸借契約書、抵当権設定契約書及び返済予定表の写し
- ・契約書(工事請負契約書、不動産売買契約書)
- ・補助対象経費の領収書
- ・竣工写真

※その他、別居する扶養親族、障がい者などがある場合は、別途追加で書類が必要となります。

▼申請期限

住宅を再建し、その住宅に入居した日から6カ月経過した日まで、または平成32年2月29日のいずれか早い日までにお願ひします。

なお、平成29年4月14日以降平成29年12月25日以前に住宅を再建している

人は、平成29年12月25日から6カ月を経過する日まで。

■自宅再建利子助成

▼助成内容

応急的な住まいなどでの生活を余儀なくされた人が県内で居住する住宅を新築、購入、補修するために、金融機関などから融資を受けた場合、借入額に係る利子の支払額の全部または一部について助成を行います。補助金額は、借入額(※1)と利率(※2)と実際の返済期間に基づき算定(※3)します。

※1 850万円以上借入れた場合、850万円未満の場合、50万円を算定します。

※2 借入時の利率と金銭消費貸借契約時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の基本融資額との利率を比較し、低い利率で算定します。

※3 元利均等返済の利子計算方法により算定します。

▼対象者

自宅再建諸経費補助と同じ要件です。

▼申請期限

(1) 平成29年10月29日までに住宅を再建し、その住宅に転居を完了した人
(2) 平成29年5月1日まで
(3) 平成29年10月30日以降に住宅を再建し、その住宅に転居する人

・住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6カ月経過した日まで

または平成32年2月29日のいずれか早い日

■リバースモーゲージ利子助成事業

▼助成内容

熊本地震により住居が被災し、応急的な住まいなどでの生活を余儀なくされた人が県内で居住する住宅を新築、購入、補修するために、金融機関などからリバースモーゲージ型の融資を受けた場合、借入額に係る利子の支払額の全部または一部について助成を行うものです。補助金額は、借入額(※1)と金銭消費貸借契約時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の基本融資額の利率と20年を乗じて算定します。

※1 850万円以上借入れた場合、850万円未満の場合、50万円を算定します。

※2 借入時の利率と金銭消費貸借契約時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の基本融資額との利率を比較し、低い利率で算定します。

▼対象者

リバースモーゲージ新築諸経費補助と同じ要件です。

▼申請期限

(1) 平成29年10月29日までに住宅を再建し、その住宅に転居を完了した人
(2) 平成29年5月1日まで
(3) 平成29年10月30日以降に住宅を再建し、その住宅に転居する人

・住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6カ月経過した日または平成32年2月29日のいずれか早い日

■応急仮設住宅（建設型・借上型）の供与期間延長について

▼内容

応急仮設住宅延長対象者に対して、供与期限（原則2年）となる月の概ね6カ月前に供与期間延長希望の確認を行う書類を送付しています。

■災害公営住宅の入居受付について

▼内容

現在、「河陽地区」、「立野地区」の2カ所に災害公営住宅を整備中です。また、長陽西部地区にも整備を検討しています。設計等確定次第、入居申込み受け付けを開始します。その際は別途お知らせします。

また、災害公営入居希望で、仮申込みを行っていない人は、ご相談をお願いします。

「被災宅地の復旧費補助」 本年度も継続実施します！

のり面、擁壁、地盤の復旧、住宅基礎の傾斜修復工事など被害を受けた宅地の復旧に要する費用の一部を補助する事業（平成28年熊本地震復興基金を活用）は前年度に引き続き本年度も実施されますので、申請が済んでいない人は、お気軽にご相談ください。

■対象となる宅地

平成28年熊本地震の発生時に住宅の用に供されていた宅地

■補助額

工事に要した額から50万円控除した額に3分の2を乗じた額（補助額の上限度額633万3千円）

■申請窓口

・復興推進課窓口

・大津町役場南阿蘇村職員駐在所
（月曜日の午前9時～午後4時）

東日本大震災からの 復興経験を基にした 講話が行われました （講師：大水敏弘さん）

2月9日、役場大会議室で「新たな集落づくりとコミュニティの再生とは」と題して、長崎県諫早市副市長の大水敏弘さんを招き、地震からの集落再生の経験を元にした講話が行われました。大水さんは国土交通省から岩手県に転出していた平成23年に東日本大震災に遭い、仮設住宅の整備を担当された後、平成25年から平成28年まで岩手県大槌町で副町長を務められました。講話では被災地区の区長や住民、職員ら約40人の参加があり、集落や復興住宅の整備についての経験談を話していただきました。

参加者からの人口流出対策についての質問に対しては、「被災地の合意には時間を要することもあるが、住民がコミュニティを維持し地域に誇りを持つことが、将来の発展につながる」と話されました。翌日は現地を視察され、仮設団地みんなの家でのイベントにも参加され住民と現状や課題について懇談されました。



大水さんによる講話の様子

復興支援の一環として お茶会が開催されました

2月20日、役場1階ロビーにて茶道裏千家熊本青年部によるお茶会が行われました。役場にいられた住民や役場職員に「いっぶくどうぞ」との労いの想いで振る舞われ、約80名の住民や職員の参加がありました。これまでも仮設住宅などで活動されてきた皆さんですが、今後も村民の皆さんに来ていただけるよう、公共施設などでの開催

を予定されています。



庁舎内で行われたお茶会

南阿蘇・黒川ウォークが 開催されます

熊本地震により最も大きな被害を受けた地区のひとつである黒川地区で「黒川ウォーク」が開催されます。このイベントは旧長陽西部小学校から阿蘇大橋、この日特別に許可を頂く東海大学の敷地内などを歩いて、現状を見たり、ガイドの説明を聞きながら被災地の今を知っていただくものです。

日時などの概要については次のおりです。

■日時

4月15日（日）12時半～受付開始

■集合場所

旧長陽西部小学校

■参加費

1人1,000円（保険・ガイドなど）
（ウォーク終了後には地区の皆さんからの振舞いが予定されています）